

1 **【3】屋久島ガイド登録認定制度検討部会の検討報告について**

2

3

4 **屋久島ガイド登録認定制度検討部会 報告書**

5

6

7

8

9

10

11

12

13

平成 27 年 9 月

14

屋久島町エコツーリズム推進協議会

15

屋久島ガイド登録認定制度検討部会

1

2 **目次**

3 はじめに..... 3

4 第1 ガイド事業の現状..... 4

5 第2 ガイド制度の必要性 4

6 第3 ガイド制度の概要..... 6

7 第4 屋久島学試験について..... 11

8 第5 認定及び抹消の審査について..... 12

9 第6 経過措置について..... 13

10

1 はじめに

2

3 屋久島ガイド登録認定制度検討部会は、平成 25 年 3 月 6 日に開催した平成 24 年度屋
4 久島町エコツーリズム推進協議会総会において設置が決定された。

5 本検討部会の委員には、公益社団法人屋久島観光協会の協力を得て、ガイド事業に携
6 わる者を 12 名選定し、平成 25 年 6 月 28 日から平成 27 年 8 月 11 日までに 28 回の会議
7 を開催し検討した。

8 平成 14 年度から屋久島観光協会にガイド部会が組織され、部会員に向けた各種講習
9 会の開催のほか、クレーム対応などに取り組んでいるところである。しかし、平成 18
10 年度から屋久島町エコツーリズム推進協議会で運営している屋久島ガイド登録制度に
11 登録しているガイド数は、平成 27 年 3 月 31 日時点において 87 名と減少傾向にある。

12 このような状況を踏まえて、本検討会では、現状において屋久島町エコツーリズム推
13 進協議会が運営する登録制度の是非、ガイド活動の適正化のための新たな制度の検討を
14 行い、平成 26 年 12 月 2 日に開催された平成 26 年度屋久島町エコツーリズム推進協議
15 会総会において、屋久島学試験によって判断する認定制度が必要であること等を盛り込
16 んだ屋久島ガイド登録認定制度検討部会中間報告書を提出した。

17 総会においては、屋久島町エコツーリズム推進協議会構成員から、中間報告書でま
18 とめた内容に対し、制度のあり方やガイドの役割などに対するさらなる検討が要請され
19 た。

20 この報告書は、上述の要請等を踏まえた本検討部会の結論として、これまで検討した
21 ガイド制度の概要を記すとともに、結論に至った理由や考え方などについてとりまとめ
22 を行ったものである。

23

1 第1 ガイド事業の現状について

平成26年度の屋久島への入り込み客数は年間28.6万人（観光客以外も含む）で、入り込み客数が最も多かった平成19年度（40.6万人）と比較し、12万人減少している。

そのうち、縄文杉方向へ入山する者は、平成26年度で年間7.4万人【環境省屋久島自然保護官事務所 平成26年（2014年）の屋久島主要山岳部利用動向調査（カウンター調査）】で、入り込み客数の26%を占める。また、平成25年度の屋久島自然休養林への年間の入林者数は、白谷雲水峡で9.7万人、ヤクスギランドで7.5万人となっている。

このことから、屋久島への入り込み客数は、近年、急激に減少しているが、入り込みの目的は登山や山岳部などの自然体験であることが予測される。

屋久島憲章の前文には「島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい」とあり、環境保全と地域振興の両立を体系づけるため観光のあり方が問われ続けている。

特に、島外の人々との接点が多く、自然資源をフィールドに活動しているガイド事業者に大きな役割が期待される一方で、その利用率は決して高いとは言えず、屋久島町の観光に影響と効果をもたらしている。

このことから、ルールに基づいた適正なガイドツアーの実施及びガイド制度の確立は、屋久島町の地域社会全体にとっても重要な施策と考えられる。

屋久島町では、世界自然遺産登録地を含めた自然資源がガイド事業のフィールドとなっていることから、持続可能な観光と地域振興のために、資源の保全と利用が調和する適正な利用ルールを設定し、それを啓発・実践するガイド活動が必要である。

2 第2 ガイド制度の必要性

屋久島町の登山、カヌー、ダイビングなどのガイド数は、180名を超えと言われ、そのうち観光協会に加入しているガイド部会員は、約160名（平成26年3月31日現在）、屋久島町エコツーリズム推進協議会が運営している屋久島ガイドの登録者数は87名（平成27年3月31日現在）となっているが、これらのガイド制度は、法的な規制に基づかないガイド制度となっているため、多くのガイドの理解と協力が重要となる。

1 特に、屋久島町エコツアーリズム推進協議会が実施するガイド制度への登録ガイド事業
2 者数は全ガイド事業者数の半数に満たず、制度の効果と必要性が疑問視されている。

3 本検討会では、以下に示す「◆ ガイド事業者に期待すること」を推進し、「◆ ガイ
4 ド事業者の課題」を解決していくために、既存のガイド制度を充実させ、新たな認定制
5 度を構築することが必要であるとの考えに至った。

7 ◆ガイド事業者に期待すること

- 8 ① 利用者に安心安全で楽しい自然体験を提供し、自然環境保全の必要性を伝え
9 ること
- 10 ② 自然環境保全・管理の担い手となること
- 11 ③ 観光産業を牽引すること
- 12 ④ 町内の一次産業の活性化に結びつけること

14 ◆ ガイド事業の課題

- 15 ① フィールドにおける利用ルールが十分に徹底されていないこと
- 16 ② ガイド選びにおける利用者の不安（料金・内容・資格等の可視化の必要性）
- 17 ③ 観光地としての成熟に向けた関わり（ガイド利用者以外への配慮等）

18
19 また、実効性のある認定制度とするため、屋久島町エコツアーリズム推進協議会による認定に併せて、屋久島町の条例によって、認定ガイドの活動を推進する仕組みを検討した。

23 〈検討のポイント〉

- 24 ① ガイドの質の向上を促すような仕組みをつくること（専門資格の取得や屋久島
25 学試験の導入）
- 26 ② 認定ガイドの商標登録等の法的な規制が働きながらも、職業選択の自由を侵害し
27 ない仕組みとすること
- 28 ③ ルールが厳守される実効的な仕組みとすること
- 29 ④ 幅広い広報などにより利用者の利便を向上しガイドへのメリットを創出すること
- 30 ⑤ 屋久島町のガイドのスタンダード（標準的な資質）を明らかにすること
- 31 ⑥ 信頼のある制度とするために屋久島町の条例を根拠にすること

33 1 ガイド制度の効果とメリット

34
35 新たなガイド制度が構築されることで次の効果が図られるものと期待される。

1 <地域に与える効果>

- 2 ① ガイドツアーの充実によって利用者の満足が深まり、リピーターが増えて、観
3 光業の更なる発展に繋がる。
4 ② 事故・遭難者が減る。
5 ③ ガイド業が雇用の場として確立される。
6 ④ ルールが定着することで自然環境の保全に繋がる。
7 ⑤ 屋久島憲章に示す地域づくりに関する原則の実現と、自然資源を保全しつつ地
8 域の創意を凝らした観光、地域振興、環境教育などを推進するエコツーリズムの
9 普及と追求に繋がる。
10 ⑥ 行政機関とガイドとの信頼関係を築くことができる。

11 <ガイドのメリット>

- 12 ① 屋久島町において、ガイドを行う者の内、一定の資格要件を備えた者について、
13 公的に認定したガイドを特に「屋久島公認ガイド」と称することができ、社会的
14 な地位が確立される。
15 ② 屋久島公認ガイドとして公認されることで各種優遇措置を受けることができ
16 る。
17 ③ エコツーリズム推進全体構想の検討が再開され、ガイド事業において課題とな
18 っていることを、根拠を持って実施できるようになる。

19 <利用者のメリット>

- 20 ① 自然の知識、屋久島・口永良部島の歴史や文化等について正しく理解したガイ
21 ドのガイディングを受けることで、屋久島と口永良部島をより楽しむことができ
22 る。
23 ② 安心・安全な自然体験ができる。
24 ③ ガイドの情報が公開されていることによって、より良質なガイド、自分にあっ
25 たガイドを容易に選択することができる。

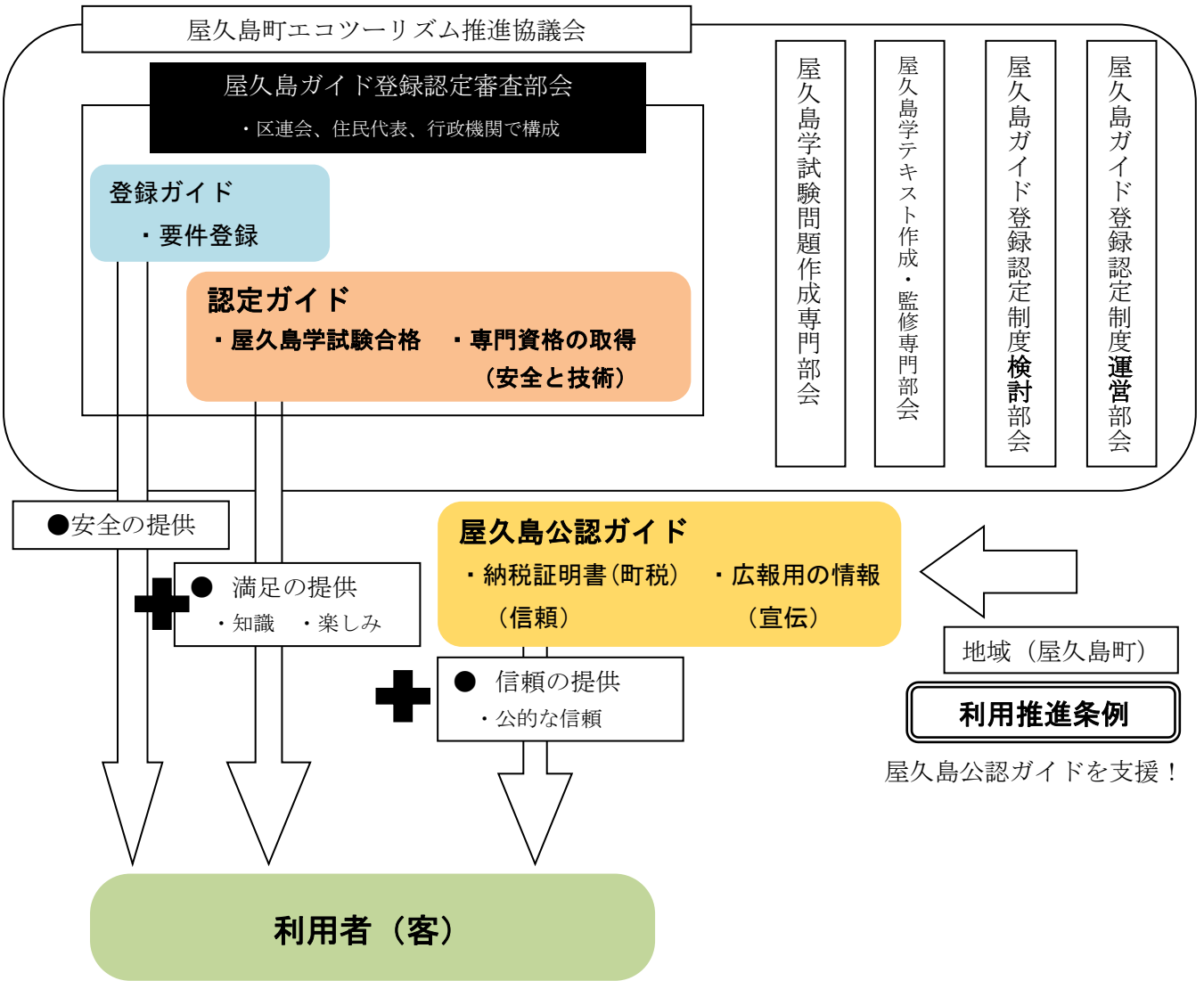
27 **第3 ガイド制度の概要について**

28
29 検討会で検討したガイド制度の概要は次のとおりである。

- 30 1 既存の屋久島町エコツーリズム推進協議会の登録制度を見直し、認定制度との連
31 携を図る制度とする。【登録ガイド】
32 2 現状に則した屋久島町エコツーリズム推進協議会による認定制度を構築する。
33 【認定ガイド】
34 3 利用者、ガイド、地域のメリットが生じるよう、「屋久島公認ガイド」の利用を
35 促進する条例を制定する。【屋久島公認ガイド】

1 屋久島町エコツアーリズム推進協議会と町・各専門部会等との関係

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



登録ガイド・認定ガイド・屋久島公認ガイドの関係

屋久島町エコツーリズム推進協議会

登録ガイド

登録制度実施要綱の改正

新規登録

- ①ガイド事業共通ルール等への同意
- ②賠償責任保険の完備
- ③救急法等の受講
- ④自然公園法等各種法令やガイド事業共通ルールに関するガイドセミナーの受講
- ⑤認定ガイド2名からの推薦状
- ⑥写真

更新なし

登録期間3年の間に「認定ガイド」にステップアップするか、期間経過後に登録ガイドとして再チャレンジする。

屋久島町エコツーリズム推進協議会

認定ガイド

※屋久島町エコツーリズム推進協議会認定ガイド制度実施要綱により認定。

認定制度実施要綱の構築

新規認定

- ①ガイド事業共通ルール等への同意
- ②賠償責任保険の完備
- ③救急法等の受講
- ④有効期間内の登録ガイド証の写し
- ⑤有効期間内の専門資格を証する書類の写し
- ⑥2年以上の実務実績と3年の間に200日以上の実務実績があることの記録
- ⑦屋久島学試験合格証の写し
- ⑧ガイド活動団体に加入していることを証する書類の写し
- ⑨過去1年以内の健康診断書の写し
- ⑩申請前3月以内の住民票の写し
- ⑪居住地の地域活動に参加していることが分かる書類

認定更新

- ①ガイド事業共通ルール等への同意
- ②賠償責任保険の完備
- ③救急法等の受講
- ④屋久島研究講座及び指定講座等の各年度1回計3回分の受講修了証の写し
- ⑤有効期間内の屋久島認定ガイド認定証の写し
- ⑥過去3年以内の認定更新研修修了証の写し
- ⑦過去1年以内の健康診断書の写し
- ⑧申請前3月以内の住民票の写し
- ⑨有効期間内の専門資格を証する書類の写し
- ⑩ガイド活動団体に加入していることを証する書類の写し
- ⑪居住地の地域活動に参加していることが分かる書類

屋久島町

屋久島公認ガイド

※町条例による利用推進。
商標登録（町）

町条例による要件設定

公認

- ①屋久島町エコツーリズム推進協議会の認定ガイドであることを証する書類の写し
- ②ガイド活動を紹介するためのガイド名鑑情報記入シート
- ③町長が証する納税証明書の写し
- ④写真

公認更新

- ①屋久島町エコツーリズム推進協議会の認定ガイドであることを証する書類の写し
- ②ガイド活動を紹介するためのガイド名鑑情報記入シート
- ③町長が証する納税証明書の写し
- ④写真

1 <対象>

2 屋久島及び口永良部島において利用者に付き添って有料で案内し解説する者。

3 ①山岳部エコツアー ②リバーカヤック ③シーカヤック

4 ④スクーバダイビング

5
6 <要件>

7 ・ 安全対策に関する要件（登録及び認定の際に必要なもの）

8 （１）救急法の救命講習の受講

9 （２）損害賠償保険の加入

10 ・ ガイド技術に関する要件（認定の際に必要なもの）

11 （１）ガイドに必要な専門資格の取得

12 （２）屋久島と口永良部島ならではの自然や文化、地域情報等の理解度を計る屋久
13 島学試験の合格

14
15 <ガイドの審査>

16 ・ 登録ガイドの登録及び除名等、認定ガイドの認定及び除名等の審査は、屋久島町
17 エコツーリズム推進協議会屋久島ガイド登録認定審査部会で行う。

18 ・ エコツーリズム推進協議会認定ガイドである者を、町長が「屋久島公認ガイド」
19 として認定する。

20
21 <認定・公認制度について>

22 ① 信頼性や制度の実効性を確保するため、資格認定の決定及び抹消は、屋久島町
23 エコツーリズム推進協議会が実質的に運営し、屋久島町の条例では、認定ガイド
24 を「屋久島公認ガイド」として利用を促進する。

25 ※ガイド業の営業行為の制限は、憲法の職業選択の自由に抵触する恐れがあるこ
26 とから、一定の知識や技能を有するガイドを公認し、町が利用者に対しその公認
27 ガイドの利用推進を行うものとする。（公認がないからといってガイド活動がで
28 きないわけではない。）

29
30 ② 現行の屋久島ガイドを「登録ガイド」、屋久島町エコツーリズム推進協議会で
31 認定するガイドを「認定ガイド」、屋久島町条例で公認するガイドを「屋久島公
32 認ガイド」と呼称する。また、「屋久島公認ガイド」に商標権を付し、屋久島公
33 認ガイドでない者は「屋久島公認ガイド」を名乗ってガイドをしたり、集客をし
34 たりすることはできない仕組みとする。（違反した場合、罰則がある。）

1 ③ ガイドの役割を果たすため、一定の知識や技術を有する必要がある。その資質
2 は、屋久島町でガイドを行うために必要な知識や技能だけでなく、国内外からの
3 来島者に対しガイド活動を行うことから、全国的に認知される各フィールドの専
4 門資格の取得を認定要件に位置づける。

5
6 ④ 認定ガイドの認定は、町内でガイド活動を行うために必要な知識を計る屋久島
7 学試験により公平・明確に判定する。

8
9 <登録制度の見直し>

10 ① 登録ガイド制度は、屋久島町エコツーリズム推進協議会で運営する制度として
11 引き続き運営する。

12 ② これからガイドを目指そうとする者が参加できる制度とする。なお、既存の登
13 録要件となっている「実務経験2年」の要件を廃止する。

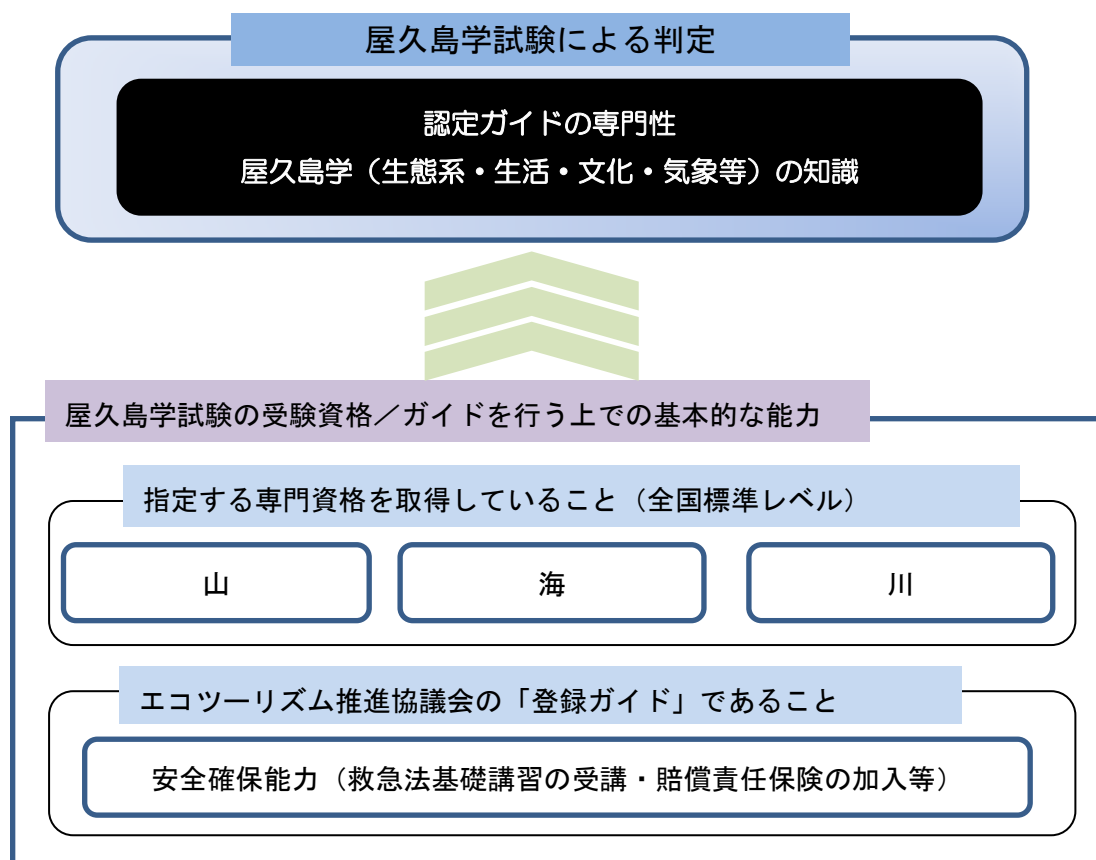
14 ③ 登録ガイドへの登録を、認定ガイドの認定要件に位置づける。
15

第4 屋久島学試験について

屋久島及び口永良部島でガイド事業を行うために必要な知識を屋久島学試験（筆記試験）で計り、合格した者を認定ガイドとして認定する。

なお、この屋久島学試験の受験要件は、屋久島町エコツーリズム推進協議会が運営するガイド登録制度の「登録ガイド」で、かつ協議会会長が指定する専門機関の資格を有することとする。

屋久島学試験のイメージ図



具体的な試験の方法については次のとおり。

- (1) 内容：町内でガイド活動に必要な自然生態分野や気象などの学術的知識のほか、生活、文化、歴史に関すること。
- (2) 実施主体：屋久島町エコツーリズム推進協議会
- (3) 試験問題の決定：屋久島学試験問題作成監修専門部会
(屋久島町エコツーリズム推進協議会)
・ 行政機関等がテキスト（試験問題集）から実施する試験問題を決定

1 (4) テキストの作成：屋久島学テキスト作成・監修専門部会
2 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)

- 3 ・試験問題集をテキストに位置づける。
4 ・試験問題集は、分野ごとに問題、回答、出典を明確にする。
5 ・試験問題集の監修

6 (5) 受験資格：

7 ① 屋久島町エコツーリズム推進協議会の登録ガイドであること

8 ② ガイド活動を行う専門資格を有していること

9 ・日本山岳ガイド協会（JMGA）自然ガイドステージⅠ以上の資格

10 ・日本レクリエーションカヌー協会（JRCA）リバー・ジュニア

11 ・日本レクリエーションカヌー協会（JRCA）シー・シニア

12 ・日本セーフティカヌーイング協会（JSCA）ベーシック（平水面）

13 ・日本セーフティカヌーイング協会（JSCA）カヤックインストラクターⅠ以
14 上（海域）

15 ・RSTC 基準（「安全で楽しいダイビング普及」のためのダイビング教育と管
16 理を行う基準）を満たす意志のある指導機関（レジャーダイビング認定カー
17 ド普及協議会 C カード協議会等）が発行するスクーバインストラクター

18 ③ 未成年者等の欠格事由に該当しないこと
19

20 **第5 認定及び抹消の審査について**

21
22 認定ガイドの認定や認定後の抹消の審査は屋久島ガイド登録認定審査部会で実施す
23 る。また、利用者の評価を活用し、試験や審査で計ることのできない、新たな評価制度
24 を導入することを検討していく。

25
26 ○ 屋久島ガイド登録認定審査部会について

27 【構成】

28 ・区長連絡協議会、公益社団法人屋久島観光協会、行政機関、住民代表のうちから会
29 長が委嘱する。

30 【業務内容】

31 ① 登録・認定拒否の審査（申請時の要件審査）

32 ② 登録・認定抹消の審査（欠格事由・心身障害等・虚偽不正による申請・信用失
33 墜行為）

34 ③ 専門資格、屋久島学試験の合否等各種要件審査
35

1
2 ○ 屋久島公認ガイドに対する利用者による評価システムについて

3 試験等で計ることができない認定後のガイドの資質の向上を図り、接客等の利用者
4 ニーズの調査及び対応を図るために、利用者による評価システムが必要である。

5 【仕組み】

6 仕組み等については今後も継続して要検討課題とする。
7

8 **第6 経過措置について**

9 制度移行による混乱を避けるため、制度施行時に現行制度における屋久島ガイドで
10 ある者は、3年間の猶予期間を設け認定ガイドとして認定し、その間に本来必要な各
11 要件を備えることで認定ガイドを継続できるものとする経過措置案が検討された。つ
12 まり、3年経過後は、各要件を備えていた者に限り、認定ガイドとして認定が更新さ
13 れる。

14 なお、経過措置の適用を受けた者のうち、年齢が55歳以上かつ10年以上のガイド
15 実務経験がある者が屋久島学試験に合格した場合は、さらに3年間の認定期間を追加
16 する特例を設けることとする。

17 詳しくは、次ページのフロー図に示す。

■ 移行措置のフロー図 ■

